

■特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

特定求職者雇用開発助成金は、一般企業での就労が難しい方を雇用した場合に支給される助成金で、A型事業所が申請できるコースは以下の2種類です。

- 特定就職困難者コース
- 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

特定就職困難者コースの対象労働者・助成額・助成期間は、以下の通りです。

対象労働者	短時間労働者以外			短時間労働者		
	支給総額	助成対象期間	支給対象期毎の支給額	支給総額	助成対象期間	支給対象期毎の支給額
高年齢者（60歳以上） 母子家庭の母等	60万円 （50万円）	1年 （1年）	30万円 × 2期 （25万円 × 2期）	40万円 （30万円）	1年 （1年）	20万円 × 2期 （15万円 × 2期）
身体・知的障害者	120万円 （50万円）	2年 （1年）	30万円 × 4期 （25万円 × 2期）	80万円 （30万円）	2年 （1年）	20万円 × 4期 （15万円 × 2期）
重度障害者等 （重度障害者・精神障害者・45歳以上の障害者）	240万円 （100万円）	3年 （1年6ヶ月）	40万円 × 6期 （33万円 × 3期） ※第3期の支給額は34万円			

※ 「短時間労働者」とは一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、「短時間労働者以外」とは30時間以上の労働者をいう
※ 支給対象期は、雇入れ日直後の賃金締切日の翌日を起点に6ヶ月ごとに設定
※ （ ）内は中小企業以外の事業主に対する支給額・助成対象期間

厚生労働省「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案概要（改正入管法の施行に伴う改正）」より、特定求職者雇用開発助成金の支給額

多くのA型事業所がサービス利用者に6時間未満の短時間労働で任せている傾向があり、2年で80万円を受け取れます。

また一般企業への就労を目指しているなどの理由で6時間以上の労働をしているサービス利用者がいれば、最大240万円が支給されます。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コースの対象労働者・助成額・助成期間は、以下の通りです。

対象労働者	企業規模	助成対象 期間※5	支給総額※6				
				第1期	第2期	第3期	第4期
短時間労働者※7 以外の労働者	中小企業以外	1年	50万円	25万円	25万円		
	中小企業	2年	120万円	30万円	30万円	30万円	30万円
短時間労働者	中小企業以外	1年	30万円	15万円	15万円		
	中小企業	2年	80万円	20万円	20万円	20万円	20万円

※5,6 助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期・第2期・第3期・第4期）といい、支給総額を支給対象期に分けて支給します。

※7 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

＜注意＞
所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合や短時間労働者以外の者の実際の週当たりの賃金が【最低賃金×30時間】を下回っている場合には、支給額が減額される場合や支給されないことがあります。

厚生労働省『「特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）」のご案内』より、助成額

またこのコースの対象となる方は、以下の通りです。

- 障害者手帳を所持していない発達障害または難病のある方
- 雇い入れ日時点で満年齢が65歳未満である方